

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和4年6月14日（令和4年（行個）諮問第5134号）

答申日：令和5年2月16日（令和4年度（行個）答申第5202号）

事件名：本人の健康管理カードに貼付された付せんの記載内容に関する文書の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、別紙の3に掲げる文書に記録された保有個人情報を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年1月21日付け特定記号19により特定国税局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、保有個人情報の追加特定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、意見書については省略する。）。

私は産業医の指示によりエゴグラムやバウムテストなどの検査を受け、その受診結果を示す書類を特定税務署担当副署長に提出しており、特定税務署健康管理責任者（筆頭副署長）を通じて特定国税局診療所に提出されているものと考えています。

しかし、今回受けた開示文書には検査結果を示す書類がなかったため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、法12条に基づく開示請求に関し、処分庁が行った原処分について、開示されていない文書があるとして当該文書の開示を求めるものである。

2 本件開示請求の対象文書について

処分庁は、別紙の1に掲げる保有個人情報（本件請求保有個人情報）を求める開示請求に対し、本件文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、原処分を行った。

審査請求人は、産業医の指示によりエゴグラムやバウムテストなどの検査を受け、別紙の3に掲げる検査結果を示す書類（以下「検査結果文書」という。）を、当時審査請求人が所属していた特定税務署の担当副署長に提出しており、その後、当該副署長から特定国税局診療所に提出されているはずであるが、原処分において開示された文書には検査結果文書がなかったとして、本件審査請求を行った。

審査請求人は、検査結果文書の開示を求めていることから、以下、原処分に係る保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

3 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

諮問庁から処分庁に対し、本件対象保有個人情報を特定した経緯について確認したところ、次のとおりであった。

(1) 本件開示請求に係る「付せん」の貼付の経緯について

本件開示請求に係る「付せん」（以下「本件付せん」という。）は、特定国税局診療所職員が審査請求人との面談日程を設定した旨を精神科医師に伝達するために貼り付けたものである。

当時の特定国税局診療所職員に本件付せんに貼付した経緯について確認したところ、付せんに貼付した正確な日付は不明であるが、審査請求人と特定国税局の医師との面談日が特定日1に決定したことを受け、事前に医師に面談予定を伝達するに当たり、審査請求人の過去の面談状況や署から提供された情報から、特定の不調がある職員である旨を簡潔に伝えることを目的に、特定日1の面談実施よりも前に貼り付けられたものである。

なお、本件付せんに記載された文言（特定文言）について、「特定記号」とは、健康管理要領上の指導区分における疾患区分を示しており、具体的には、特定疾患で継続的に管理を要する場合をいう。

(2) 検査結果文書の作成の経緯について

医師は、審査請求人と特定日1の面談に至る過程において、3度の面談を実施（特定日2、特定日3、特定日4）しているが、審査請求人の特性・性格を明らかにする必要があると判断し、特定日3の面談終了後に、審査請求人の主治医である特定病院の医師に電話連絡し、検査を実施するよう依頼した。

特定病院の主治医は、上記依頼を受け、特定日5、特定病院内において審査請求人の診察を行った際に、バウムテスト及びエゴグラムを実施し、検査結果文書を同日審査請求人に交付した。

(3) 検査結果文書の提出・保管状況について

審査請求人は、特定日6に担当副署長と面談し、その際、検査結果文書を持参したが、「医師に提出（提示）するか、まだ迷っている。」旨を申し立て、担当副署長には提出しなかった。

その後、審査請求人は、特定日1に精神科医師と面談を行い、その際、検査結果文書の写しを提出した。

なお、検査結果文書の写しは、面談終了後に特定国税局診療所職員が面談で使用した病休者等の状況表とともに個人別のフラットファイルに保管した。

(4) 本件対象保有個人情報の特定について

処分庁は、別紙の1に掲げる保有個人情報（本件請求保有個人情報）を求める開示請求に対して、本件付せんは、上記（1）のとおり審査請求人の過去の面談状況や署から提供された情報から、特定の不調がある職員である旨を医師に簡潔に伝えることを目的として作成されていることから、審査請求人との過去の面談状況を記録した「診療録」や面談を受ける際に署から情報提供された文書である「病休者等の状況表」を特定し、本件対象保有個人情報として開示を行った。

検査結果文書の写しについては、本件付せんが貼付された後の医師との面談時に審査請求人から取得したものであり、また、上記のとおり本件付せんは医師に簡潔に伝えることを目的として作成されていることから、別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）には該当しないものと判断した。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、検査結果文書を特定税務署の担当副署長に提出しており、担当副署長を通じて特定国税局診療所に提出されているはずであるから、検査結果文書が本件付せんを貼り付けるに至った根拠となる文書である旨主張する。

しかしながら、上記（1）ないし（3）のとおり、本件付せんは特定国税局診療所職員が特定日1の面談実施よりも前に貼り付けたものであるところ、検査結果文書の写しは、特定日1の面談時に審査請求人が持参し、処分庁はその際に取得したものであり、また本件付せんは医師に簡潔に伝えることを目的として作成されているため、処分庁の説明に不自然、不合理な点はないことから、本件付せんを貼り付けるに至った根拠となる文書には該当せず、本件請求保有個人情報に該当しない。

4 結論

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し開示した決定については、特定国税局において、本件対象保有個人情報のほかに開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないため、本件対象保有個人情報を特定した

原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年6月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月22日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 令和5年1月19日 審議
- ⑤ 同年2月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は本件対象保有個人情報を特定し、一部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、検査結果文書に記録された保有個人情報の追加特定を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 当審査会において、諮問書に添付された保有個人情報開示請求書を確認したところ、「開示を請求する保有個人情報」欄には、別紙の1のとおり記載されており、審査請求人は「診療所が審査請求人を特定管理するに至った経緯が分かる一切の文書」及び「本件付せんを貼付するに至った根拠となる文書」に記録された保有個人情報を求めるものであることが認められる。

(2) 審査請求人は、上記第2の2において、産業医の指示により受けた検査結果を、当時の所属税務署の健康管理責任者を通じて特定国税局診療所に提出しており、これら検査結果文書に記録された保有個人情報についても開示すべきである旨主張する。

これに対し、諮問庁は、上記第3の3において、審査請求人が追加特定を主張する検査結果文書の写しに記録された保有個人情報を保有しているものの、これらは本件付せんを貼り付けた後に保有したものであり、本件付せんを貼り付けるに至った根拠となる文書には該当しないから、本件請求保有個人情報には該当しない旨説明する。

(3) 当審査会において、諮問書に添付された原処分で審査請求人に開示済みの診療録を確認したところ、審査請求人が検査結果文書の写しを提出した日は明らかではないものの、特定国税局診療所の医師が審査請求人の主治医に対して検査結果文書に係る検査を依頼する旨の記載があることからすると、検査結果文書に係る検査は、特定国税局診療所の医師の判断により行われたものであることが認められる。

(4) 上記(3)からすれば、検査結果文書の写しは、特定国税局診療所の

医師が審査請求人を特定管理すべきかどうか判断するために審査請求人から提出を受けた文書であると認められ、特定国税局における検査結果文書の写しの保有が本件付せんの貼付後であったとしても、審査請求人が開示を求める「診療所が審査請求人を特定管理するに至った経緯が分かる一切の文書」に該当するものと認められる。

また、上記第3の3(3)の諮問庁の説明によれば、処分庁が、本件開示請求時点で検査結果文書の写しを保有していたことは明らかである。(5) そうすると、特定国税局は、本件請求保有個人情報として、検査結果文書の写しに記録された保有個人情報を保有していると認められるので、これを対象として改めて開示決定等をすべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、特定国税局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報として検査結果文書の写しに記録された保有個人情報を保有していると認められるので、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 白井玲子, 委員 常岡孝好

別紙

1 本件請求保有個人情報

別添「私の健康管理カードに貼付されている付せんの記載内容（特定文言）に関して，診療所が私を特定管理するに至った経緯が分かる一切の文書及び「特定文言」と診療所職員が付せんを貼付するに至った根拠となる文書

2 本件文書

文書1 病休者等の状況表（①基本情報），（②指導区分の履歴等），
（④経過等（特定期間1））

文書2 診療録（特定期間2）

3 検査結果文書

（1）TEGエゴグラムプロフィール（特定日5）

（2）エゴグラム（特定日5）

（3）木の絵

（4）バウムテスト H T P P 風景構成法